

基本方向3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

方針1 個性を生かした景観づくり

- ◆計画的なまちづくりが進められる地区において、まちづくりにあたってのルールづくりや、地域の持つ特性の継承などにより、市民や地域団体との共働による地域の個性を生かした景観づくりに取り組む。

<主な施策>

- 都市景観形成地区の指定と景観誘導（再掲）
（視点：地域の個性を生かした景観の形成）
- 地区計画の策定
- 地域まちづくり計画（特定まちづくりルール）の策定

方針2 周辺の自然環境やまちなみと調和のとれた景観づくり

- ◆都市景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物等を中心に、形態や色彩、意匠を誘導するなど、周辺の自然環境やまちなみと調和のとれた景観づくりを進める。

<主な施策>

- 大規模建築物等の景観誘導（再掲）
 - ・届出の機会をとらえた助言・指導
- 多様化するニーズなどに対応した景観誘導
 - ・デザインガイドライン、色彩ガイドラインの適切な運用
 - ・専門家による助言・指導（都市景観アドバイザー制度）
 - ・新たな広告媒体等に対応した景観誘導の検討

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

- ◆市民の景観意識の一層の向上を図るとともに、景観づくりに向けた地域団体等を積極的に支援するなど、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組む。

<主な施策>

- 景観意識の啓発
 - ・都市景観賞を中心とした意識高揚事業
 - ・SNS等を活用した情報発信
 - ・景観教育（出前講座など）
- 地域主体の景観づくり
 - ・景観づくり地域団体の認定・活動助成
 - ・市民ボランティアと連携した路上違反広告物対策
 - ・景観協定



都市景観形成地区
（香椎副都心（千早）地区）



ガイドラインの運用



SNS等を活用した情報発信

基本方向4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

方針1 歴史と文化を守る福岡らしい景観づくり

- ◆神社や仏閣など歴史的な建造物を中心に、周辺の建築物等の高さや形態、意匠などを誘導するなど、歴史と文化を守ることで、市民が愛着や誇りを持ち、刻の厚みを感じられる福岡らしい景観づくりを進める。

<主な施策>

- 民間建築物の修景助成
- 大規模建築物等の景観誘導（再掲）
 - ・届出の機会をとらえた助言・指導
- 景観上重要な建築物等の景観誘導（再掲）
 - ・専門家による助言・指導（都市景観アドバイザー制度）

方針2 歴史資源を生かした景観づくり

- ◆歴史的なまちなみの形成を進めている地区において、道路の美装化や無電柱化など公共空間の景観整備により、歴史資源を生かした景観づくりに取り組む。

<主な施策>

- 公共空間の景観整備
 - ・道路の美装化や無電柱化（再掲）

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

- ◆歴史資源を生かしたまちづくりへの市民の関心の一層の向上を図るとともに、よりきめ細やかな景観誘導のルール作りなど、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組む。

<主な施策>

- 都市景観形成地区の指定と景観誘導（再掲）
 - （視点：歴史・文化を守り生かす景観の形成）
- 景観意識の啓発
 - ・都市景観賞を中心とした意識高揚事業（再掲）
 - ・SNS等を活用した情報発信（再掲）
 - ・博多旧市街ライトアップウォーク



民間建築物の修景助成



公共空間の景観整備
（御供所地区）



都市景観形成地区
（宮崎宮地区）

(3) 成果指標

景観計画の改定については、市民や議会、有識者等からの意見を伺いながら検討を進めてきており、今回、目標像や基本方向を骨子案としてまとめているが、今後、成果指標についても、指標の分かりやすさやデータ収集の容易さ等も踏まえつつ、検討を進めていく。

<成果指標の設定イメージ>

基本方向1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

- <指標例>
- ・ 大規模建築物等の届出件数
 - ・ 建築物や広告物の調和がとれた街並みであると感じている市民の割合
 - ・ 都市景観形成地区の届出件数
 - ・ 都心部の1日あたりの歩行者交通量

基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

- <指標例>
- ・ 公共公益施設、民有地のみどりの面積
 - ・ 河川の水辺のみどりが豊かであると感じている市民の割合
 - ・ 都心部のみどりが豊かであると感じている市民の割合
 - ・ 河川・水辺等の面積

基本方向3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

- <指標例>
- ・ 都市景観形成地区の指定地区数
 - ・ 景観づくり地域団体認定数
 - ・ 景観に関する関心度
 - ・ 写真コンテストの応募総数

基本方向4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

- <指標例>
- ・ 歴史・伝統ゾーンにおける景観誘導による更新件数
 - ・ 歴史・伝統ゾーンの都市景観形成地区の指定地区数
 - ・ 歴史的財産を生かした街並みであると感じている市民の割合
 - ・ 歴史・伝統ゾーンの届出件数

(4) 景観法に基づき定める事項

景観形成の理念や目標像、基本方向を踏まえ、良好な景観形成のための方針や基準として、景観法に基づき、以下の事項を定めることとしている。

■景観計画区域

<景観法 第8条 第2項 第1号>

本計画の対象区域(景観計画区域)は市内全域とする。

■良好な景観の形成に関する方針

<景観法 第8条 第3項>

景観計画区域を地域特性に応じ6つのゾーンに区分し、それぞれの特性を生かした方針(景観形成方針)を定める。

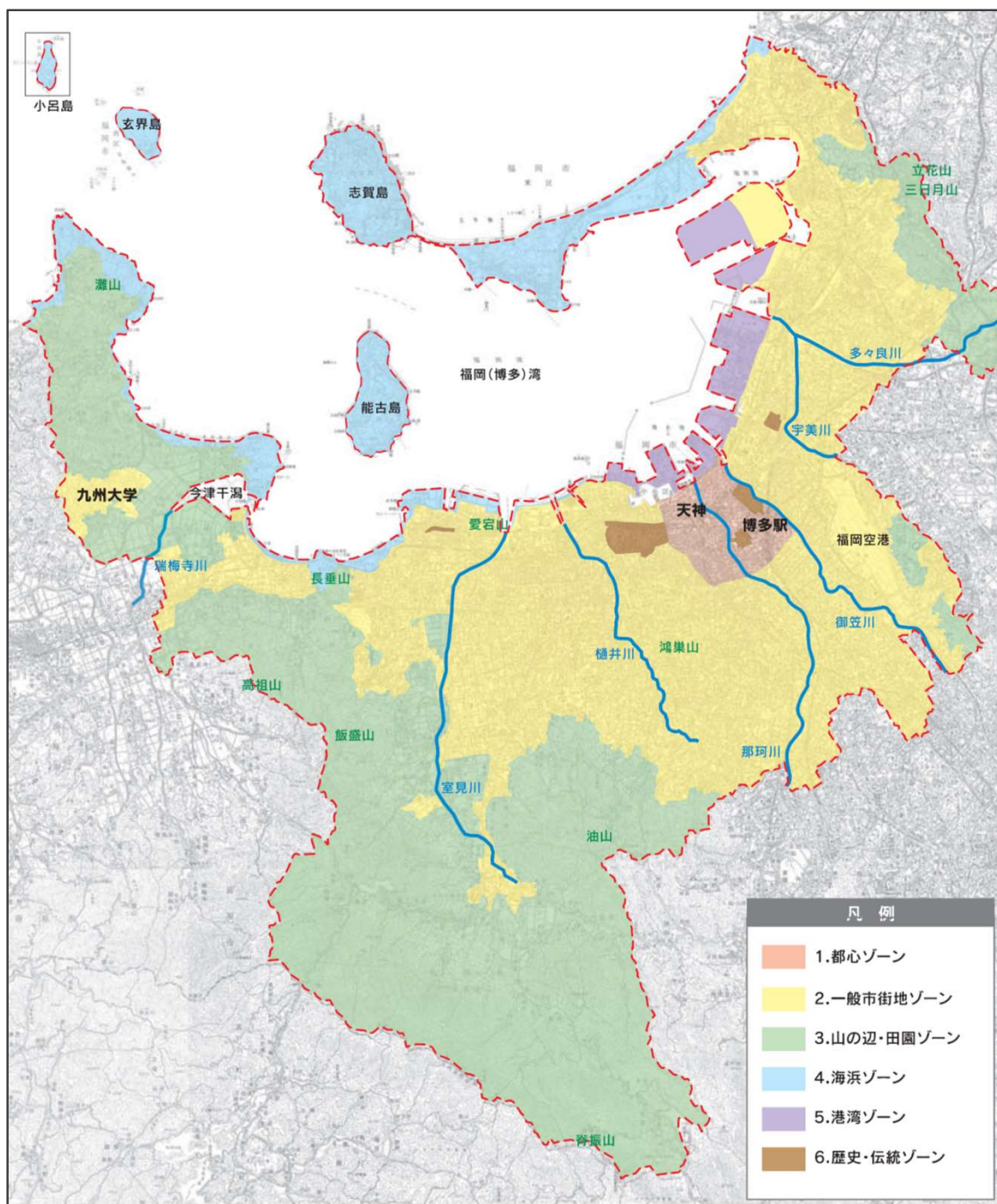


図 景観計画区域のゾーン区分

■大規模建築物等に関する事項

<景観法 第8条 第2項 第2号>

景観計画区域内の都市景観の形成に大きな影響を与える大規模建築物等を適切に誘導し、周辺の景観と調和し、かつ個性豊かで魅力ある都市景観の形成を図るため、6つのゾーンごとに、建築物等の新築、増築等の際に届出が必要となる規模を定め、その規模以上の建築物等について規模・配置や形態、色彩、その他意匠等の制限の基準を定める。

■都市景観形成地区に関する事項

<福岡市都市景観条例 第10条 第2項>

良好な景観形成の必要性が高く、緊急性や実現性を備えた地区等について、都市景観形成地区に指定することで、景観づくりの方針等を定めるとともに、建築物の規模にかかわらず新築、増築等を届け出対象行為とし、建築物等について規模・配置や形態、色彩、その他意匠等の制限の基準を定める。

都市景観形成地区(実績)		指定年月日	指定面積
シーサイドももち地区		平成 8 年 4 月25日	約 185.6 ha
御供所地区	(当初) (変更)	平成10年11月30日 平成23年 5 月26日	約 28.0 ha
天神(明治通り・渡辺通り)地区		平成12年 3 月 2 日	約 15.7 ha
香椎副都心(千早)地区		平成17年 4 月25日	約 17.6 ha
アイランドシティ香椎照葉地区	(当初) (変更)	平成23年 3 月 3 日 令和 5 年10月12日	約 191.8 ha
元岡地区		平成23年 3 月 3 日	約 18.3 ha
はかた駅前通り地区		平成23年 7 月28日	約 7.0 ha
承天寺通り地区		令和 2 年 3 月30日	約 2.6 ha
筥崎宮地区		令和 6 年 3 月28日	約 18.7 ha

■景観資源の保全・創出に関する事項

<景観法 第8条 第2項 第3号>

・景観重要建造物

地域に親しまれているもの、すぐれたデザインのもの、すぐれた技術のもの等は、地域景観の重要な資源であり、これらを地域の景観づくりに役立てていくため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、景観重要建造物に指定することができる。

・景観重要樹木

長い年月をかけて育まれてきた巨木や名木は、地域にとって重要な樹木であり、地域の個性を生かしたまちづくりを行ううえでのシンボルとなるため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、景観重要樹木に指定することができる。

■景観重要公共施設の景観形成に関する事項 <景観法 第8条 第2項 第4号ロハ>

都市景観の形成上特に重要な公共施設(道路、河川、公園等)について、施設管理者の同意を得て、景観重要公共施設として指定し、整備に関する考え方など良好な景観の形成に関する事項を定める。

■屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

<景観法 第8条 第2項 第4号イ>

屋外広告物は、良好な景観を形成するための重要な要素であることから、景観計画区域内において、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関して、位置、形態、意匠、色彩、材料等について、周辺の景観と調和が保たれるよう必要な制限を福岡市屋外広告物条例に定める。

3. 今後の進め方

令和7年度中の改定に向け、今後とも、関連計画の検討等と連携し、市民や議会、有識者等の意見を踏まえながら、検討を進めていく。

